

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 選挙管理委員の選挙について
- 第3 選挙管理委員補充員の選挙について
- 第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例）（町長職務代理者 副町長提出）
- 第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度北方町一般会計補正予算（第5号））（町長職務代理者 副町長提出）
- 第6 議案第5号 北方町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第7 議案第6号 北方町公告式条例の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第8 議案第7号 北方町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第9 議案第8号 北方町行政不服審査会条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第10 議案第9号 北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第11 議案第10号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第12 議案第11号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第13 議案第12号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第14 議案第13号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第15 議案第14号 北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第16 議案第15号 北方町教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第17 議案第16号 北方町防災公園設置条例の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）
- 第18 議案第17号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長職務代理者 副町長提出）

- 第19 議案第18号 北方町道路線の認定について (町長職務代理者 副町長提出)
- 第20 議案第19号 平成27年度北方町一般会計補正予算(第6号)を定めるについて (町長職務代理者 副町長提出)
- 第21 議案第20号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を定めるについて (町長職務代理者 副町長提出)
- 第22 議案第21号 平成28年度北方町一般会計予算を定めるについて (町長職務代理者 副町長提出)
- 第23 議案第22号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて (町長職務代理者 副町長提出)
- 第24 議案第23号 平成28年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて (町長職務代理者 副町長提出)
- 第25 議案第24号 平成28年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて (町長職務代理者 副町長提出)
- 第26 議案第25号 平成28年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて (町長職務代理者 副町長提出)
- 第27 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

出席議員 (10名)

1番	村 木 俊 文	2番	松 野 由 文
3番	三 浦 元 嗣	4番	杉 本 真由美
5番	安 藤 哲 雄	6番	安 藤 巖
7番	鈴 木 浩 之	8番	安 藤 浩 孝
9番	戸 部 哲 哉	10番	井 野 勝 已

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長 (町長職務代理者)	奥 田 克 彦	総 務 課 長	奥 村 英 人
防災安全課長	後 藤 博	税 務 課 長	加 藤 章 司
教 育 課 長	有 里 弘 幸	住民保険課長	臼 井 誠
福祉健康課長	林 賢 二	健康づくり担当課長	大 塚 誠 代

上下水道課長	川 瀬 豊	都市環境課 技術調整監	窪 田 吉 泰
都市環境課長	山 田 潤	会 計 室 長	松 井 敦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安 藤 ひとみ	議 会 書 記	山 田 彰 紀
議 会 書 記	堀 創二朗		

○議長（戸部哲哉君） それでは皆さん、おはようございます。

きょうは、ちょっと異例といたしますか、午前中に総括質疑を行いまして、午後から一般質問ということで、非常に日程的に詰まっておりますけれども、こういった時期でございます。ひとつ御協力のほど、よろしく願いをいたしたいと思っております。

ただいまから、平成28年第2回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 杉本真由美君及び5番 安藤哲雄君を指名します。

日程第2 選挙管理委員の選挙について

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、選挙管理委員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員には、野島紀君、臼井浩君、大野賢一郎君、石川正行君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました野島紀君、臼井浩君、大野賢一郎君、石川正行君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第3 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（戸部哲哉君） 日程第3、選挙管理委員補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、翠茂典君、前川克巳君、木野村隆司君、遠藤誠君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました翠茂典君、前川克巳君、木野村隆司君、遠藤誠君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

これから質疑を行います。所属する委員会に付託が予定される案件につきましては、極力質疑を控えていただき、委員会における審査をお願いいたします。

日程第4 承認第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第1号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 承認第2号

○議長（戸部哲哉君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度北方町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第2号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第5号

○議長（戸部哲哉君） 日程第6、議案第5号 北方町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第6号

○議長（戸部哲哉君） 日程第7、議案第6号 北方町公告式条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第7号

○議長（戸部哲哉君） 日程第8、議案第7号 北方町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。

います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第8号

○議長（戸部哲哉君） 日程第9、議案第8号 北方町行政不服審査会条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第9号

○議長（戸部哲哉君） 日程第10、議案第9号 北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第10号

○議長（戸部哲哉君） 日程第11、議案第10号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号については、総務教育常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、総務教育常任委員会に
付託することに決定しました。

日程第12 議案第11号

○議長（戸部哲哉君） 日程第12、議案第11号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例及び北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号については、総務教育常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、総務教育常任委員会に
付託することに決定しました。

日程第13 議案第12号

○議長（戸部哲哉君） 日程第13、議案第12号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に
関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号については、総務教育常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、総務教育常任委員会に
付託することに決定しました。

日程第14 議案第13号

○議長（戸部哲哉君） 日程第14、議案第13号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第14号

○議長（戸部哲哉君） 日程第15、議案第14号 北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第15号

○議長（戸部哲哉君） 日程第16、議案第15号 北方町教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第16号

○議長（戸部哲哉君） 日程第17、議案第16号 北方町防災公園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、厚生都市常任委員会に
付託することに決定しました。

日程第18 議案第17号

○議長（戸部哲哉君） 日程第18、議案第17号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関
する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号については、総務教育常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、総務教育常任委員会に
付託することに決定しました。

日程第19 議案第18号

○議長（戸部哲哉君） 日程第19、議案第18号 北方町道路線の認定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、厚生都市常任委員会に
付託することに決定しました。

日程第20 議案第19号

○議長（戸部哲哉君） 日程第20、議案第19号 平成27年度北方町一般会計補正予算（第6号）を
定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） それでは、17ページの一番上段であります企画費、業務委託、広域公共交通検討調査業務委託料3,672万が計上されています。この件につきまして、ちょっと二、三質問をさせていただきたいなと思っています。

この前、精読でお話を少しお聞きしたんですが、瑞穂市、本巢市、大野町、それから本町、2市2町が連携して、さらなる公共交通の充実・強化を図ると、そういった取り組みをするんだということをお聞きをしたわけでありますが、事業概要ですね。こういったことをされるのか、こういった目的でされるのかといったことを含めて、事業の概要の御説明をお願いしたいと思います。

それから2点目に、計上されております金額は2市2町全て連携する部分のお金なのか、それとも、まだほかに使われる予定があるのか、お聞きします。

それから3点目、各市町の委託料金の割合金額ですね。これは、何か北方町さんが中心になって国から予算をとられて、各市町で集めたお金というふうに聞いておりますが、そういった割合金額は2市2町、どのようになっておるのか、まずこの3点、お聞きします。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 今御質問のありました、まず事業の概要についてお答えしたいと思います。

事業の概要につきましては、まず広域分といたしまして、現状の把握であるとかアンケート調査、それに基づく計画の策定などが入っておる格好になります。2市2町、この穂積線へ向かうバス路線について、こういった現状であり、既存のバス事業者であったりとか、樽見鉄道等の公共交通にこういった影響を与えるのかといったことを調査していくものとなります。これに加えて、各市町、瑞穂や本巢であればコミュニティーバスをお持ちであります、その部分についての現状分析も入ってくるような格好の費用となっております。3,672万につきましてはこれに係る費用となっておりますので、基本的には、この委託に係る費用として見込んでおる状況です。

また、各市町の委託における費用割合であります、まず単独の調査分、北方町にはありませんけれども、瑞穂や本巢であればコミュニティーバスに係る部分であるとか、大野町であれば、また別途企画してみえるコミュニティーバス等の、実証実験は入っていませんが、調査に係る部分の費用が入っておりますので、そういった部分につきましては各市町で費用を負担していただく。残りの広域連携分につきましては、基礎となる数字としましては、平成27年度の大野・穂積線に対する補助割合で配分をしておるような状況でありますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） バス路線の大野・穂積線の強化・充実をするというような、共通の課題で

もって進めていかれるということなのですが、それで今、ちょっと聞き漏らしたんですが、これ3,672万というのは、全てこれに関係するお金ということでしょうか。今単独で、例えば大野町がデマンドタクシーをやるだとか、そういうことは入っておらずに、あくまでこれのお金ということですね。ちょっとお聞きします。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 広域の連携分につきましては、約2,200万ほどが広域連携分になりまして、残りの部分につきましては、各市町で単独に抱える課題に対する調査・検討を行うものとして見ておるところであります。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 結構な高額なお金を使ってアンケート調査、並びにいろいろやられると思うんですが、せっかくこういうことをやっていただいたなら、やっぱり次のステップなりに進んでいかないと、2,000万も3,000万もお金を使って一体何やったんやろうなという話ではいかんと思いますので、ぜひとも次のステップに向かうようお願いをしたいと思うんですが、ただ老婆心ながら、この路線沿線、今の2市2町は、私の知るところでは、例えば本巢の北部と南部では、もう考え方が全然違って、本巢の北部のほうについては、岐大から岐阜市へ行く路線を充実したいというお話もありますし、また穂積の場合は、この路線についての恩恵というのは余りないんですよね。コミバスとどう絡めたらいいのかというようなこともあるんですけど、といったようなことで、なかなかこれは調整が難しいと思いますが、せっかく北方町さん、本町で手を挙げてやられたことですので、しっかりリーダーシップを発揮して、ぜひとも実がなるというか、実がとれるというようなものにぜひしていただきたいなというふうに思います。

それともう1点だけお聞きしますが、今現在、北方町は公共交通の協議会というのがありますが、私も出させていただいておりますが、もう本当に事業主の報告会、報告を聞いておるだけやというような会になっておるんですよね。どちらかという、こういった協議会にしては、ちょっと形骸化という形が今なっておると思います。それで、今回この調査をされて、ひょっとして、また実証運行とかいう形にステップアップしていくと、今のような協議会では、国からの補助、2分の1いただけるというやつも全くいただけませんので、法律に基づく活性化の法定協議会、これは2分の1、たしかいただけるという団体になりますので、そういった団体に今の協議会から法定協議会へ移行されるようなお考えはございませんか、これ1点お聞きします。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 北方町地域公共交通協議会の法定協議会化については、また改めて、今後、新しい町長さんも生まれますので、御相談を申し上げながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○8番（安藤浩孝君） 以上で終わります。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第20号

○議長（戸部哲哉君） 日程第21、議案第20号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第21号

○議長（戸部哲哉君） 日程第22、議案第21号 平成28年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから歳入と歳出に分けて質疑を行います。

最初に、歳入の質疑を行います。

質疑のときは、ページ数を言っていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。井野君。

○10番（井野勝巳君） 庁舎についてちょっとお伺いしたいと思います。

これは、ことしは臨時対策債2億8,000万組まれておりますけれども、町のこの起債残高は幾らか。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 28年度の予算説明資料の34ページ、一番最後のほうになりますけど、こちらのほうに現在の残高が載っておるんですけど、ここに75億7,526万2,000円という形でございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） これに対する基金残高は。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 説明資料の14ページのほうですけど、財調の基金ですね。ここに載っておる残高が27年度末現在残高でございます。12億5,369万9,000円が財調の基金となっております。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） いっとき、基金もかなり20億近くになってきて、この残高75億、これもいっときは50億近くまで下がっておったんですね。今は庁舎建設をして仕方がない、こんな額が上がってきたと思いますけれども、こういった形の中で、財政的な見通しというか、大丈夫なのか。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 私ども、財政的に今のところ大丈夫かと言われると、何とか大丈夫でやっていけるという見込みは立てておりますが、経常経費ですね、これからの予算額といたしましては、何とかこれからは60億を切るような予算設定をしていきたいと思いますが、社会補償費等がかなりかさんでまいりまして、なかなか難しいのが現状ではございます。

○10番（井野勝巳君） 終わります。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 歳入については、以上で質疑を終わりたいと思います。

歳出については、ページを分けて質疑を行います。

議会費の34ページから労働費の76ページまでと、農林水産業費の76ページから地方債の調書の117ページまでに分けて行います。

それでは、議会費の34ページから労働費の76ページまでの質疑を行います。

安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 39ページ、委託料の真ん中よりもちょっと下、111、E S Pの業務委託料60万5,000円ですか。今、これにかかわっている施設、それから各施設、どの程度かかっているのか、教えてください。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） ちょっと今、手元のほうに資料がございませんが、すぐ資料をお持ちしますけど、よろしいですか。

○8番（安藤浩孝君） 出してください。

○議長（戸部哲哉君） それなら休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時07分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 私ども契約しているところが、北方町のリサイクルセンター、給食調理場、生涯学習センター、総合体育館、役場、北方小学校、西小学校、北方中学校、南小学校でございます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） また、この4月からいよいよ電力自由化ということで、各家庭用の電灯のほうまでこういったような取り組みになるんですが、今、列挙されましたリサイクル、生涯学習センター、体育館以外の今までの容量以下の部分もこれから自由化になってくるんですが、その辺のお考えはどうでしょうか、お聞きします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 現在契約しているESPも含めて、できるだけ安価な電気事業者と契約を重ねてまいりたいと思いますので、今後、研究して、契約方法、並びに契約会社の選択をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○8番（安藤浩孝君） 終わります。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

安藤哲雄君。

○5番（安藤哲雄君） 39ページの上のほうの101、庁舎総合管理業務委託料263万1,000円、一番下のほうの114番の公共施設等総合管理計画作成業務委託料600万、これはちょっと説明を受けてないんですけど、どういったものか、よろしいですか。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 114番の公共施設等の総合管理計画につきましては、各公共施設の長寿化計画とか修繕計画、そんなようなものを全部立てさせていただくというものでございます。

101番、庁舎総合管理業務委託、こちらのほうにつきましては、庁舎のほうの清掃、並びに環境測定とか、そういう業務を一括して行う業務を入れさせていただいております。

○議長（戸部哲哉君） 安藤哲雄君。

○5番（安藤哲雄君） この101は新規で、今の庁舎の。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） これは、新庁舎を含めまして、現庁舎は当然回数を減らして清掃をやり、新庁舎もまだ新しいですので、回数を新庁舎のほうも通常の現庁舎よりも減らしてという形で、両方含めてという形になります。

○議長（戸部哲哉君） 安藤哲雄君。

○5番（安藤哲雄君） それならこの合計600万ですか、これは今までずっと計上されてきたか、毎年。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 101のほうは庁舎の管理業務といたしまして今の清掃とか環境調査で

ございまして、114のほうは新規に出てくるものでありまして、前年度は公共施設とか財産の調査し、台帳整備をさせていただきまして、台帳整備が終わりまして、来年度から長寿命化計画とか修繕計画、そういうものを立てさせていただくという費用でございます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤哲雄君。

○5番（安藤哲雄君） わかりましたけど、ただこれ説明資料のほうにちょっと載せていただけるとありがたかったです。以上で終わります。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 今の件につきまして、もう少し詳細に教えていただけたらと思いますが、600万ということは、かなり高額になっておりますので、コンクリートの中酸化調査とか、コアを抜いて耐久性を調査する、そういうところまで含めてやられるような、かなり大がかりな調査でしょうか。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） そこまでをやると膨大な金額になりますので、私どもは現施設に関しまして長寿命化計画と修繕計画、このようなものを簡単に立てて、一度に大きな金額に、修繕とか改修費が単年度に集まらないように、できるだけ修繕の金額がばらけるようにというような形で計画を立てていただくということになります。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 同じく39ページでございます。一番下から2つ目、ふるさと寄附金お礼品30万ですが、ちょっとふるさと寄附金についてのお考えをお聞きしていきたいなというふうに思っています。

これは、自分が生まれたふるさとやまちを応援したい、山の過疎のまちを一生懸命やっているから応援したいというようなことから始まってきたんですが、最近は何か豪華な賞品がいただけるというようなことで、ちょっと考えが変わってきた流れであります。特に昨年、ワンストップの特例制度ですか、控除のやり方というんですか、手続が大変ハードルが下がったということで、昨年ぐらいからかなり、全国で今これが頻繁に行われておるわけですが、市場規模が何か2兆円ということで、パチンコ業界、それから車のタクシーやハイヤー、そういった業界と一緒にぐらいの産業、一つの大きな産業に今なってきておるということで、寄附金も2,000億円に上るといふふうに言われております。

それで、本町では、2015年4月から9月が4件、54万、2014年が13件で110万、2013年が2件、20万というふうになっております。ちょっとお隣の本巢市を見てみましたら、昨年22件で128万が、ことし2015年の半期ですよ、4月から9月で448件、金額で582万ということで、大体前年の40倍に上っておるということで、このままいけば、多分1,000万は軽く超すだろうというふうに今推測をされておるわけでございますが、全国ではもっとすごいまちがございまして、九州の都城では35億円を超しておりまして、焼津市が34億、平戸市が26億ということで、一般会計の財政

の中でもかなりウエートの占める財源に今なっておるということでございます。

私どもの北方町であります、今ネットで、何とかチョイスとか、何かそれをクリックしますと一覧表が全部出てきます。1,700市町の一覧表が全部出まして、例えばお米をクリックしますと、お米がたんともらえるとか、有名銘柄がもらえると、もう一覧表で出てくるんですけど、北方町のもそれで見ました。ホームページと両方見ましたけど、よそのものと比べますと、写真の色ぐあいだとか内容だとか、そういったものがやっぱり見劣るのではないかなあということ強く思っております。それで、その寄附をしていただいたお金をどうするのかということで、北方町を見ましたら、1つが未来を担う子供たちの教育産業、それから環境保全、美化、子育て支援、高齢化、大切にしたい歴史と文化事業、それから5番目に町長にお任せという5つのランクがあるんですが、大変よそと比べますと、キャッチコピーとしては大変弱いという、役所がつくられたようなコピーになっておると。中には、学校が廃校になるから、廃校を何とか皆さんで手助けしてくださいとか、犬の殺処分、そういったことが今3年間ゼロだとか、そういうことでぜひ応援していただきたいということで、自虐的なものを含めて、そういったキャッチコピーが結構あると思います。それから商品にしましても、北方町柿のセット、お米が5キロですか。大体10万円ぐらいすると、どこでも2袋ぐらいあるんですが、北方町はどうも1袋ということで、こういった見劣りもかなりしてくるわけでありまして。

それで、例えば北方町、岐阜県で一番小さな町ですから、この小さな町を応援できるような、小さな町を応援してくださいよというキャッチコピーだとか、また蛍がいつまでも見られる町をぜひ応援してくださいとか、そういったものを含めて1回考えていただきたいなあということ強く思っております。

それで、このふるさとの寄附金についてのお考えと、それからもう1点、本町からの他市町へ逆に寄附金を納められるという方もこれからどんどんふえてくると思いますが、そういった数字がわかれば、あわせて御答弁お願いしたいと思っております。この2点、お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 議員おっしゃられるとおり、私どもふるさと納税に対しましては、前町長の思いもありまして、今のふるさと納税の意識を、ふるさと納税とかけ離れたお礼合戦をするということは避けるということで、今まで1万円で3,000円程度ということで、今回から初めて、今おっしゃられるように、お米及び柿、お菓子セット、地元のを発信させていただいていますが、なかなか弱い部分もありますので、今後、このふるさと納税について真剣に取り組んでいかなければならない時期が来ておると思っておりますので、また新町長のもと、どのような施策を打っていくかとか、そういうことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 加藤税務課長。

○税務課長（加藤章司君） 北方町の方で他市町へ寄附された方の数というお尋ねですが、税務課の資料ですので、1月1日から12月31日の暦年の資料になりますが、平成25年中に関しましては18名、寄附金額は85万4,000円、それから26年中につきましては56人、238万2,000円となって

おります。なお、27年中については、まだ現在申告を受け付けておる段階ですので、ちょっと現在はまだ把握しておりません。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） ありがとうございます。

先ほども総務課長の御答弁もありましたが、北方町は何もないということではないと思うんですよ。さっき言った売りの1つが平和とか、清流だとか、それから今の蛍だとか、そういった売りもありますし、また農産物だけでもないと思うんですよ。ちょっと固有名詞を上げると問題になるといかんですけど、北方町の南部のほうで行列ができるケーキ屋さんもありますし、明治製菓さんもあるわけですので、お菓子の詰め合わせだとか、ぜひぜひ一遍、ちょっとお考えをしていただきたいなと思っています。

以上で終わります。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

杉本君。

○4番（杉本真由美君） 40ページのバス券購入費で966万1,000円ですけれども、前年度に比べて50万ほど増額となっておりますが、毎回毎回申し込みになりますと、高齢者の方とか、あと一般の方が、本当に下の受付のところ申し込みとかに並ばれて、申請に見える方が多く見られますけど、期日前までに金額が満たされたということで、終わりました、終了しましたというのは見ますが、岐阜バスのほうに乗車をきちっとされて貢献されているかということと、あと運転免許証返納者交付分ということで、来年度、25名の方の予算をとられておりますが、今現在、高齢者の方が運転することによって事故が多発しておりますが、北方町においてこれぐらいの方が本当に毎年運転免許を返納されているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） まず初めの、岐阜バスの「アユカ」の助成を受けられた方が、実際に岐阜バスに乗っていただいておりますかというお話であります。これにつきましては、若干、中にはどうもためてみえる方もおるように見受けられます。そのため、職員で入金機へ行ってお金の入金をさせていただいておりますので、そのときにもきちんとお話をし、ぜひ使ってくださいと、使っていただかないとできませんよということをお話をさせていただくとともに、「アユカ」につきましては、今ちょっと手元に資料がないのであれですけれども、入金額について上限額が設けられておりますので、その額を超える分については助成がやはりできなくなってきますので、まずは利用をしてくださいと。乗っていただくことで、こういう公共バスというのは存続していくことができるんですよということで、お話をさせていただいているところであります。

それから高齢者の免許の返納数でございますが、平成25年は実績として15名の方、平成26年につきましては34名の方に助成をさせていただきました。今年度につきましては、ちょっと少なくなりまして、まだ12月末現在の数字ではありますけれども、13名の方という格好になっておりますので、議員の言われるとおり、高齢者の方の運転によって命が奪われるというようなことがあ

ってはいけませんので、またこういった部分についても啓発を続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） ありがとうございます。以上です。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

安藤哲雄君。

○5番（安藤哲雄君） 40ページの下の方の113番、定住奨励金ですか、ちょっとこれをお尋ねしたいんですけど、来年度411棟で3,950万を一応予定していますが、これは僕の考えですけど、北方というのは岐阜市に面していて立地のよいところで、あえて固定資産税をただにして誘致しなくても、結構やっぱり来る人は来るんじゃないかと思っておりますので、これは今年度からまた延長されてやっていますが、これは5年間ということですね、たしか。その後、どういう予定でありますか。もうこれで打ち切りかどうか、その辺ちょっと聞きたいです。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 前回、議会で5年間お認めいただきまして、今後どうするかということとは、またその5年後に議会のほうにお諮りしながら、どのような方針を皆さんで固めていくかということになりますので、御理解をよろしく願います。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） では、続いて、農林水産業費の76ページから地方債の調書の117ページまでの質疑を行います。

井野君。

○10番（井野勝巳君） 77ページの農業振興費、国庫支出金のところでちょっとお尋ねしたいと思うんですが、国庫補助金の中で農業の7,720万円ですか、こういった6次産業の形の中で事業を進めておられるんですが、補助金対象としてあるんですけども、この需用費についてちょっとお尋ねをしたいと思うんですけど、この需用費の財源はどこから。

○議長（戸部哲哉君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田潤君） 農業振興費の需用費関係につきましての財源は、一般財源の位置づけになっております。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） 修繕料310万円と、このあたり電気代も含めて約500万ぐらいなんですね。この310万というのは、修繕用ポンプ等の修繕をかけて、これは毎年毎年組まれてきているわけですけども、これはずうっとこの形で、毎年これだけ出ますか。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） まず修繕料ですけど、これにつきましてはパイプラインの修繕ですね、そのようなものが今現在入っております、プラスして、ポンプが壊れたとき用に1台だけかえ

られる予算を計上させていただいているのが実情でございます。

電気代等につきましても、今後、受益者の負担を求めるといことで、行革の中にも上がっていますように、できるだけ皆さんに御理解をいただいて、農地の方々から電気代の一部を徴収するとか、そういう形に今後変えていきたいなといことは思っております。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） 先ほど起債残高をお聞きしたわけですがけれども、こういう大きな借金があるときに、一般財源からどんどん出していくといのは、毎年毎年500万という予算を組んでいくといことは、今、受益者負担でこれから考えるといっていましたけど、今まで何遍も指摘してきておるんですよね、この部分は。だけど、なかなかそれを改めることなく、毎年毎年こうやって予算を上げてくるんですけれども、不思議でかなわんです。イチゴなんかつくると、灯油のボイラーを燃やしておるけど、あれは全部自分たちで灯油代払っておるんですよ。米をつくるのに全部町で持っていかなきゃだめなんですか。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） これは北方町の流れがございまして、一応席田井水の井水費を旧年全部北方町で払っていたといのが実情で、それも鑑みながら、今のポンプの電気代といのは町のほうで支出していると。それとあと、当初に区画整理でポンプを掘って、その維持管理については町がやるといことで、区画整理解散当初には数千万円といお金を、組合のほうから町のほうに移管と同時に寄附金とい形で受けている経過もございまして、今後、席田井水も一部脱退するといこともありまして、その辺も含めまして、井水費も含めて電気代の徴収を皆さんと検討をしていきたいといふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） 昨年の予算で、席田井水の調査費かしらんを組んでいました。ことしはこれはないんですけど、席田用水のその後の経過はどうなっているんですか。負担金、当然まだ払っていましたが負担金も、税金にしても町が払っておったと思うんですが、そのあたり、消えたんですか、もう払わなくていいんですか。

○議長（戸部哲哉君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田潤君） 席田井水の調査費といのか、山口頭首工の改修につきまして、今検討委員会といものを開いておりまして、席田井水だけじゃなく、真桑井水等々含めての山口頭首工から取水をしている用水組合、土地改良区等の中で検討しております。それについては、県の負担で現在調査が進んでおるといような状況でございまして。

方向性としましては、老朽化に伴う改修といことで、今は簡易水利権といもので取水をしておるんですけれども、改修後に当たっては、許可水利権といものに移行しないといけないといことになっておりますので、その辺の取水量の調整の関係で、今、現地調査を進めている段階でございまして。

それから、席田井水費に対する町の負担部分につきましては、27年度、今年度から席田井水の

地区として残る芝原・春日地区部分を除いて地区除外をするという方向で、先日の席田井水の理事会のほうで御承認がなされたというふうに聞いております。負担金につきましては、今年度より、残った部分、芝原・春日部分についてのみの負担となっておりますし、来年度の予算についても、その分は当然減額して計上をさせていただいているところでございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） 席田井水のお話はわかりました。

先ほど総務課長さんのほうは、当時のこの区画整理をやったときに数千万円の寄附をいただいていたと。その流れの中で、今までこの需用費は町のほうで負担をしてきたということですね。数千万円で、これはもう二、三年で数千万円は消えてしまっているんだけど、こういった形の中で、払う協定書なり何か覚書なりあるんですか。あったら出してください。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） その当時、組合が解散されて、覚書とか協定というのは結んでおりません。議会のほうでだけ承認をいただいて、今のポンプの修繕及びポンプの電気代を支出しているというのが実情でございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） 結んでいなかったら、これは完全に見直しをしてくれないと、とってもこんな、いつまでも500万だなんて、毎年毎年流すということは、これは考え物だと思う。これは強く要望しておきます。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

井野君。

○10番（井野勝巳君） 83ページ、6款で、基盤整備委託料と、その都市再生委託のあれですけど、これは広域のこれから進められるところかと思うんですけども、示されております広域体制エリアのを見ますと、今度土地買収がかかってくるかと思うんですね。先ほど公社というのはどうなっているか、お聞きをしたんですけども、この間、地権者の方からこういう電話をいただきました。実は、この土地については企業が買うんじゃないと。企業誘致を町がいきなり進めても、企業に買ってもらわな困るんだと。矢島が買い上げてから企業に売ってほしいというような地権者からの要望がありましたのでお聞きをするんですが、そういった形の中で、やっぱり土地を買うということになりますと開発公社が必要じゃないかと思ったんで、先ほど僕のとときに開発公社は一遍解散しておるような気がしましたので、これはつくる気があるのかないかも含めてお聞きをします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 公社につきましては、議員御指摘のとおり、今の土地開発公社につきましても、北方町は解散をしてなくしております。今後、今の開発される南東部の区域ですね、この用地をどのようにして購入していくかということで、公社をつくるのか、それとも特別会計でいくのか、あとは財団法人みたいなものをつくってやるのかということを検討しながら、一番土

地所有者の方にとっても税制優遇が受けられる方法を考えながら、また来年度に入りましたら御相談をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） こういった事業を進めるのには、どうしても地権者が納得をしていただくことには事業は進められません。今、羽島のごみ処理なども何年も、もう期間が過ぎて場所が決まらないという状況になってきたのは、地権者がどうしても同意をしてくれんからなんですね。やはりこれは地権者にとってこれ以上の優遇策はないよというぐらいのことを示していかないと進んでいかないんじゃないかと思うんですね。どうもそのあたり、地権者等の協議を進めていただいて、公社なり何でもつくっていただいて、これは対応をしていっていただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

10分ほど休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時49分

○議長（戸部哲哉君） それでは再開します。

日程第23 議案第22号

○議長（戸部哲哉君） 日程第23、議案第22号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

井野君。

○10番（井野勝巳君） 8ページ、療養給付費負担金が2,800万ほど減額されておりますが、これは、ほとんど国庫支出金は減額、減額で歳入が少なくなってきた中で、ことしの国保の税率等について、据え置きぐらいでいけそうなのか、見直しをかけているのか、ちょっと。

○議長（戸部哲哉君） 臼井住民保険課長。

○住民保険課長（臼井 誠君） まず8ページの国庫金の減額のほうですが、基盤安定が減額になったことによって療養給付費負担金が、こちらが一定割合減額になっています。

あと、28年度の税率ですが、今のところなるべく据え置きのほうで検討しておりますが、ただ、今後の医療費の動向、また新町長のもと、どのようにしていくかは検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） 今、低所得者層のところの下がったんで、この減額になってきたかしらんですけれども、この基盤安定ですか、そういったものの国のほうのあれも少ないんやね、ちょっと。補うほど入ってこなかったわけか、補助金がつかなんだということか、そういう解釈か。

○議長（戸部哲哉君） 臼井住民保険課長。

○住民保険課長（臼井 誠君） 国のほうからは、基盤安定は大体2,500万円ほど、昨年度比でふえております。

ただ、療養給付費につきましては、これだけが原因ではございませんので、あと医療費とかそういった関係、さまざまな要因がございますので、このような減額となっております。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第23号

○議長（戸部哲哉君） 日程第24、議案第23号 平成28年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第24号

○議長（戸部哲哉君） 日程第25、議案第24号 平成28年度北方町下水道事業特別会計予算を定め

るについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第25号

○議長（戸部哲哉君） 日程第26、議案第25号 平成28年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○議長（戸部哲哉君） それでは再開します。

日程第27 一般質問

○議長（戸部哲哉君） 日程第27、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、杉本真由美君。

○4番（杉本真由美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、これより順次一般質問をさせていただきます。

まず1点目についてでございます。がんの早期発見・早期治療の推進についてでございます。国民の2人に1人ががんを発症し、3人に1人ががんで亡くなるとされる、死亡原因第1位の

国民病と言われているがんにかかる現状を転換させるため、がんを予防する上で重要な検診の受診率向上に向け、厚生労働省は昨年12月にがん対策加速化プランを公表いたしました。

国のがん対策は、2006年に成立したがん対策基本法と、それを受けて2007年に策定されたがん対策推進基本計画では、初期段階からの緩和ケアの実施や放射線治療の普及などを重点課題として対策を強化されました。2012年に策定された第2期基本計画には、働く世代や子供のがん対策なども盛り込まれ、現在まで取り組みが進められています。その結果、1割から2割だった検診受診率は、この10年で3割から4割に向上しました。

がん対策加速化プランは、がん対策推進基本計画に示されている分野のうち、死亡率減少につながる1. 予防、2. 治療・研究、3. 共生を柱に、次期基本計画策定までの間に集中的に実行すべき具体策を示しています。がん検診受診率50%、胃がん、肺がん、大腸がんは40%の目標を掲げており、厚生労働省は2015年度補正予算、16年度予算案で、検診の受診率向上に向け、対象者に受診を呼びかける個別受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）を強化することとなりました。個別勧奨の対象者に胃がん、肺がんが追加となり、乳がん、子宮頸がん、大腸がんを含む5大がん全てが対象となりました。新たに対象者の受診の意向や日程の希望、検診無料クーポンの未使用者や、会社などで行う職場健診での受診の有無などについてアンケートを実施、その結果をもとに受診日を設定したり、対象者の特性に応じたメッセージを郵送や電話で伝えるなどして受診を促していく効果的・効率的な勧奨を行うため、いずれも市区町村に対する補助事業として実施することとなりました。また16年度は、女性特有のがん検診でのクーポン配付や、精密検査の未受診者に対する受診再勧奨、かかりつけ医からの個別勧奨を推進され、若い女性向けに女性誌やSNSを活用した普及・啓発も行うとあります。

以下の3点についてお尋ねいたします。

1点目、女性特有のがん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の受診状況。2点目として、無料クーポン配付、対象者に受診を勧める個別受診勧奨・再勧奨の実施状況と、受診率向上のための対策をお尋ねします。3点目に、胃がん検診は現在、胃部エックス線検査を実施されていますが、バリウムが飲みづらいなどの声を聞いたりします。特定健診時にオプションで、ピロリ菌血液検査、胃がんリスク検査ができないでしょうか。この検査を実施している海津市では、平成26年度に2,879人が受診され、がんが発見された方が4人ありました。今までに胃がん検診を受けていなかった方が、リスク検査受診をきっかけに胃内視鏡検査を受け、早期発見・治療につながったことは大きな成果と言えます。受診しやすい血液検査による胃がんリスク検査の導入についてお尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 大塚健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（大塚誠代君） 杉本議員には、健康づくりについて御提案をいただき、ありがとうございます。

1つ目の御質問である各種がん検診の受診率についてですが、国の目標値は69歳以下を対象にした受診率ですので、その年齢区分における平成26年度の受診率を御報告します。

乳がん検診が42.5%、子宮がん検診34.9%、大腸がん17.3%、胃がん6.5%、肺がん21.6%で、目標には到達していないのが現状です。このため、平成27年度は受診率向上のために次のような対策をとっています。子宮がん検診については20、25、30、35、40歳に、乳がん及び大腸がんについては40、45、50、55、60歳の方にクーポン券を送付して、この年代の全ての方に受診勧奨を実施してきました。子宮がんと乳がんについては、既に2回目のクーポン券送付を開始し、再勧奨を続けており、大腸がん検診についても、クーポン券による受診再勧奨を実施したいと考えています。また、全てのがん検診において、クーポン券対象外の一定年齢の方には勧奨はがき等を出すなど、極力多くの方に個別勧奨するようにしています。

さらに、昨年9月には保険会社との協定により、外交員の家庭訪問時に直接検診の個別案内をするなど、受診率向上に向けた取り組みを行っています。

最後に、ピロリ菌血液検査の導入についてお答えします。

胃のエックス線検診受診率がほかの検診に比べて特に低いのは、議員御指摘のとおり、バリウムの飲みづらさが大きな要因と考えられます。一方、海津市が行っているピロリ菌血液検査は、ABC検診と言われるがんの可能性のリスクを判定するもので、リスクの高い人は、さらに内視鏡検査による精密検査を受ける必要があります。ABC検診は、がんではない人ががんのリスクがあると判定される割合が通常のがん検診より高いこともあって、国の推奨する検診方法ではないため、現在のところ、全国の市町村でも約6%しか導入しておりません。

この2月に、厚生労働省より平成28年度以降の胃がん検診の手法としてエックス線検査または内視鏡検査のいずれかとするという通知が出され、新たに胃内視鏡検査が追加されたところです。そのため、町としてはバリウムを苦手とする方には胃内視鏡検査を選択できる体制を構築したいと考えていますが、この検査を各市町が一斉に導入した場合、医療機関の受け入れ人数には限りがあるため、対象者を絞り込むことも想定しなければなりません。胃内視鏡検査を適正な人数で安全に推進するための体制構築を検討する際に、受診者を年齢で制限する方法や、ピロリ菌血液検査導入の効果を含めて慎重に検討していきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） 今、答弁いただきましたけれども、ピロリ菌リスク検査の検討課題として、がん検診の検査項目は、死亡率減少効果の有無を判断する根拠に十分であるかということで検査項目が決まると聞いております。岐阜県の市町村別標準化死亡比、悪性新生物、いわゆるがんですが、がんが原因での死亡率、全国平均を基準として平成20年から24年までの統計を見ますと、岐阜県市町村で、北方町男性で胃がん、大腸がんとも県下一高く、北方町女性においては大腸がんが高い位置になっております。この数値から見ますと、受診率、検診受診率と少なからず何か関係があるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（戸部哲哉君） 大塚健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（大塚誠代君） がん検診というのは、やはり効果があるというふうで認められていますので、受診率が高ければ高いほど、やはり早期発見ということでは効果があるもの

ですので、今後、受診率の向上について前向きにもっと検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） はい、わかりました。また調査・研究をよろしく願いいたします。

今回、新しく受診対象者にアンケートや未受診者の状況を分析して、前回、ちょうど2年前ですが、私が3月議会において質問をさせていただきましたがん検診についてでございます。受診対象者や、アンケートや、未受診者の現状分析はしていないとの御答弁をいただきましたので、このとき、未受診者の情報把握や、土・日、夜間、また特定健診と一緒にがん検診をと、受診しやすい環境、検診の実施を要望いたしました。この28年度より、休日特定健診と一緒に、のがん検診も受診できるということをお伺いいたしましたので、また受診率向上につながることを期待しております。

また、個別の勧奨・再勧奨についてでございますが、国立がん研究センター、また健康研究センターの資料によりますと、モデル事業を行ったところからの治験によると、リーフレットによる個別受診勧奨によって数%から30%以上の受診率の向上が可能となりました。また、検診の案内を受け取ったら、すぐに申し込む体制も重要だとあります。また、コール・リコールの効果は約3カ月、このコール・リコール、年度の締め切り間際などが受診コードの山を幾つかつくるのが効率的ともありました。この個別受診勧奨の成果が如実に証明されているということも結果に出ておりますので、個別的に勧奨のほうも、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

以上、1点目の質問は終わります。

2点目でございます。子供たちの放課後学習支援について。

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必要があります。そのため、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくような活動を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材などの協力を得て、学習支援活動、地域未来塾、放課後子ども教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの取り組みを通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図るとしてまいります。

文部科学省の重点施策に、地域未来塾による学習がおくれがちなどの中学生・高校生などを対象に、大学生や元教員などの地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援の充実、また放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室を計画的に整備し、総合的な放課後対策のより一層充実が上げられております。

東京都内のある中学校では、全生徒を対象に、学校の空き教室を利用し、年間約80回、教員志望の講師や大学生などの指導員による個別指導と自習に取り組んでいます。また、広島県福山市教育委員会は、小・中学校の学力向上を目指して2011年に始めた学習支援事業「土曜チャレンジ

教室」の拡充を進めています。教室設置のきっかけは、県が実施した学力調査で福山市の成績が県平均を下回るなどし、学力向上への取り組みが迫られていたことでした。各学校での授業の改善、課外での自習時間の確保や意欲向上のためには学習についていけない子供への個別指導も必要との観点から、ボランティア講師の協力を得た教室の開設につながりました。小学5年生から中学1年生が対象で、学校で出された宿題などを持参し、講師が教室内を回り、質問を受け付けているそうです。北方町においても、学力向上推進事業で一人一人の児童・生徒の確かな学力の育成を目指し、学力標準検査を実施し、個々に応じたきめ細かな指導・援助を展開しています。

以下2点についてお尋ねいたします。

1点目、地域住民や学校との連絡調整を行う地域コーディネーターを設置しているか。2点目でございます。子供たちへの放課後等の学習支援や居場所づくりの必要性について、また学習支援など、どのような取り組みをしているかをお尋ねいたします。

○議長（戸部哲哉君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） それでは、杉本議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目ですが、地域コーディネーターの設置についてです。

地域コーディネーターとは、学校と地域の活力を結びつける役割を担う人のことを指しますが、本町では、平成21年から22年にかけて、国庫補助事業の採択を受けて、教育委員会事務局に地域コーディネーターの役割を担う職員を配置し、さまざまな学校活動に学校支援ボランティアを結びつける学校支援地域本部事業を展開してまいりました。現在は、町単費で引き続き教育委員会事務局に設置されている嘱託員が同様の役割を果たし、学校支援ボランティアの登録・活用に努めています。

続きまして、放課後等の学習支援や居場所づくりについてですが、放課後等の学習支援については、現在、各学校では、夏季休業期間中におけるサマースクール等、児童・生徒の学習支援に取り組んでおります。町では、3小学校に対しコミュニティースクールの指定をして、学校運営協議会を立ち上げました。地域と学校とが一体となって、子供や学校の抱える諸問題に取り組んでいけるよう努めております。新年度におきましては、この制度を活用して、地域の力をおかりしながら学習支援の充実に努めたいと考えております。

また、居場所づくりの必要性については、子供たちが安心・安全に暮らせる居場所の確保は大変重要と考えています。現在、各小学校に学童保育を事業展開しておりますが、新年度より延長保育を、午後6時までを午後7時までとする予算を講じたところでございますので、議員におかれましても、御指導、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） 御答弁ありがとうございました。

コーディネーターの設置ということで、現在、嘱託員がそのような仕事を担っていることをお伺いいたしました。

また、放課後の学習支援ということで、放課後子ども教育推進事業として、平成27年度から32

年度までの5年間で、家庭での学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、学習支援をする地域未来塾を中学校区で50%の5,000カ所を目標にしております。一度わからないところでもまずくと、嫌いな科目になったり、学習意欲が低下したり、また不登校につながっていかないかという保護者の方のお言葉も聞いております。

先ほど御紹介させていただきました広島県福山市の土曜チャレンジ教室では、経済的に子供を塾に通わせてやれないので、チャレンジ教室はありがたいという保護者の声もあります。また、ある男子生徒は、家だとなかなか勉強が進まないけど、ここなら集中できる。60点だった算数の成績が90点に上がったと、教育委員会の学校指導員の方は話されておりました。

このように、現在、サマースクール、また各小学校のコミュニティスクールを、その組織を活用して、地域の方々に協力していただく学習支援をしていくということの御答弁をいただきましたので、北方町の子供たちが、本当に勉強に対して意欲向上、本当に楽しんで勉強ができる環境づくりに、またもう1つの環境づくりにしていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 次に、三浦元嗣君。

○3番（三浦元嗣君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1点目の質問ですが、役場新庁舎の空気環境の問題であります。

かつて日本では、シックハウス症候群が大きな社会問題となりました。しかし、同じころ、欧米ではシックビル症候群が問題となっていました。欧米でのシックビル症候群の原因は、1970年代にあった石油ショックにより建物の省エネルギー化が求められ、それまでは部屋の換気量を1人1時間当たり30立方メートルであったものを8.5立方メートルに減らすとともに、建物の気密性を高めることで対処しました。そのため、ビル内の空気環境の悪化をもたらし、オフィスビルで働く人の間に体調不良を訴える人が増加しました。しかし、幸いなことに日本では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、いわゆるビル衛生管理法により、室内の二酸化炭素濃度を1,000ppm以下とするということを規定していました。そのため、外部から新鮮な空気を1人1時間当たり30立方メートル供給する設計となっており、シックビル症候群の報告は大変少ないものになっています。

シックビル症候群は、外部の空気の出入りが少ないビル、例えば高層ビルなどで起こりやすいと言われております。これまでは、シックビル症候群の原因は、内装に使われた建材から発生するホルムアルデヒドが原因物質と考えられてきました。しかし、最近の研究では、2-エチル-1-ヘキサノールが原因物質として疑われております。

2011年に名古屋市立大学大学院医学研究科医学教育・社会医学講座環境保健学分野の上島通浩教授の論文「未規制化学物質2-エチル-1-ヘキサノールによるシックハウス症候群の解明」が発表され、近年話題となっているシックビル、シックスクールの原因物質が医学的に特定されました。また、戸田建設の技術研究報告第37号で発表された「コンクリート直貼工法における2-エチル-1-ヘキサノールの発生に関する実験的研究」において、2-エチル-1-ヘキサノ

ール発生のメカニズムが解明されています。

論文の内容は、スラブコンクリートに直接タイルカーペットを直張り施工した場合、タイルカーペットの塩ビバックキング材に含まれている可塑剤とコンクリート中のアルカリ水分との加水分解による反応、それにより2-エチル-1-ヘキサノールが発生すると述べられています。また、スラブコンクリートの含水率が高いほど、発生の可能性が高いことも実験で確認されています。

2-エチル-1-ヘキサノールは、まだ未規制の化学物質です。その危険性について、どのように考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

また、今回の役場新庁舎建設において、工期がかなり短く、工程を詰めて行われているように思います。工期が短いほど、コンクリートの含水率が高いま次の工程が行われる可能性があります。既に新庁舎完成後の空気検査をお願いいたしておりますが、通常行われるホルムアルデヒド等の測定だけでなく、VOCや2-エチル-1-ヘキサノールの検査も行っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の新庁舎の空気検査についてお答えしたいと思います。

議員お尋ねの2-エチル-1-ヘキサノールにつきましては、シックハウス症候群の原因物質の一つとして近年注目を集めてきているものですが、未規制の化学物質であることから、検査項目には入っておりません。しかしながら、タイルカーペットの施工要領の注意として、下地の水分量が高い場合、2-エチル-1-ヘキサノールが発生する可能性があることとされていることから、水分量を測定し、低いことを確認した上で施工していますので、その発生する可能性は低いものと考えております。

現時点において検査を実施することは考えておりませんが、2-エチル-1-ヘキサノールのように、新たに危険性が指摘される物質がふえ、規制されることも考慮していかなければならないと考えております。

今後も情報の収集に努めてまいりますので、議員におかれましても、専門的見地から御助言いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 今の御答弁の中で、コンクリート中の含水率について、何らかの形で測定等をしておられましたら、お教えいただきたいと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 先日からタイルカーペットの施工に入っておりますが、その前段階で含水率の検査をしたところ、3%未満の数字が出てまいりましたので、タイルカーペットの施工要領としては、8%以上を超えると2-エチル-1-ヘキサノールが発生する可能性があることとされておりますので、現状は発生する可能性は非常に少ないのかなと考えておるところです。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 今、御説明いただきました含水率3%ということですので、今回検査を行われたいということですが、とりあえず了解をしたいと思いますが、ただ今後、この役場の新庁舎に限らず、建てかえが行われる可能性のある小学校や中学校などにおいても問題になると思われま。今後の問題として、情報の収集と、その対処方法について、ぜひ研究・検討をしていただきたいと思ひます。

なお、参考のために申し上げておきますが、岐阜県では、新産業振興課が主催された本年度の次世代住宅塾において、県内の建築実務者の方を対象にしたセミナーの中で、愛知医科大学の柴田英治先生が講演でこのことを指摘されています。このことをつけ加えさせていただきます。

特に回答を求めませんので、次の質問に行かせていただいでよろしいでしょうか。

それでは続きまして、学校のトイレの改善の問題です。

この間、保育園、小学校のトイレ環境について調査しましたが、残念ながら現状では、子供たちが快適な環境で排便、排尿ができる状況にないと考えています。保育園のトイレについては、12月の議会でも述べましたが、トイレは外部に開放され、わずかにビニールカーテンで外部からの冷たい風を防いでおり、冬季には、とても寒くて厳しい環境です。小学校のトイレは洋式化率が低く、子供たちの家庭のトイレ環境とは大きく異なっていると考えられます。

トイレの洋式化問題については、次の機会に質問したいと考えていますが、今回は各小学校のトイレの設置箇所及び便器の設置個数についてお尋ねします。

例えばトイレの設置数は、南小と西小では教室棟の各階に2カ所、北小では3カ所、ただし、同じ棟に特別教室があるので、実質的には教室用は2カ所設置されています。また、便器の設置数は、女子トイレで比較すると、南小では各トイレ7個、西小では4個、北小では3個設置されています。トイレの設置箇所は、おおむね二、三クラスに1カ所設置されているようですが、便器の数は各小学校により大きく異なります。

学校のトイレの設置箇所及び児童・生徒の数に対する必要なトイレの床面積、児童・生徒の数に対する必要な大便器・小便器の設置個数に関して、それらの基準を決めた法令や通達はありますか。あるならば根拠法令と、そこで述べられている基準をお答えいただきたい。文部科学省が示す基準がないならば、北方町としては、小学校等の建設時にどのような基準でトイレを設けておられますか、この点もお聞きしたいと思ひます。

トイレの改善については、子供たちがどのように考え、感じているかが重要です。小林製薬が行った2012年小学生のトイレ習慣実態調査では、「学校でうんちを我慢したことがあるか」という問いに対し、46.1%の子が「我慢したことがある」と答えています。その理由の中で、35.3%が和式トイレが苦手だからということ。子供たちの健康の問題として、学校で快適に排便できるのか、便所は使いやすいのか、そのようなことをぜひ研究していただきたいと思ひます。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） それでは、三浦議員の学校のトイレの設置基準について御答弁させて

いただきます。

まず設置に関する法令の件なのですが、学校のトイレの設置基準につきましては、明確な法令等はありません。労働安全衛生規則、そして事務所衛生基準規則等により、作業場、事務所、劇場、映画館等の施設に対しては、人数、面積に応じた必要な大便器・小便器の設置個数がありますが、学校に関しては法令上で明記されたものはなく、文部科学省からの整備指針も児童が利用しやすい等のトイレの位置に関するものだけで、児童・生徒数に対するトイレの床面積、必要な大便器・小便器の設置個数に関するものではありません。

続きまして北方町の基準はということですが、北方町の小学校等でのトイレの設置基準につきましても、基準とされる明確なものはありません。しかし、トイレを設置する位置及びトイレ設置数につきましては、それぞれの小学校等の建設時に、教育委員会、設計士、学校関係者等により、近隣市町の同等生徒数の学校を参考に、学校に限られた休み時間に集中利用するという性質等を加味して、生徒の分布状況及び動線を考慮し、生徒が利用しやすい位置に計画しております。

また、各小学校が昭和44年、昭和58年、平成13年と建築年がさまざま、それぞれの時代によりトイレの数に違いが出ておりますが、そのときそのときに必要なトイレ数を検討し、決定しているものと思われます。なお、和式トイレに関しましては、就学時の生徒にはトイレの使い方等の授業があり、使用方法に関して指導を行い、和式トイレの利用に関し、苦手意識の解消に努めております。

今後、トイレ環境整備につきましては、学校、児童・生徒の声を聞き、検討していきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 設置基準につきましては、私も調べてみまして見つからなかったのですが、このように質問させていただきましたが、しかし、文部科学省の基準がないならば、全ての子供たちに同一の基準でトイレ環境が提供されるよう、詳細なルールは必要ないと思いますが、北方町における学校建築のトイレ設置の基準をぜひ検討されてはどうかと思いますが、その点についてはどう考えておりますか。

○議長（戸部哲哉君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 私どものようなこういう小さな町で一つの基準を設けるとするのは難しいと思います。ただ、本来であれば、文部科学省等が学校の設置基準等を示していただければと思っておりますが、ただ、今の段階ですと、基準を設けるにしても、新しい教育長ができてから、その辺のところは検討をしていきたいと考えております。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 先ほど紹介されました小学校の施設整備指針、こちらのほうでは、トイレに関し、このように述べています。水洗式で、男女別に児童数・利用率に応じた適切な数と種類の衛生器具を設置することができる面積・形状とし、清潔で使いやすい計画とすることが重要であると、こんなふうに述べていますね。

それで、男女別に児童数に応じたということになっていますけれども、例えば先ほど質問の中でも述べましたが、女子トイレの便器の個数に注目しますと、南小学校が7個、北方小学校は3個、これは2倍以上の開きがあります。実際の現状の利用人数で見ますと、一番多く設置されている南小学校の3階、5・6年生が利用していますが、生徒4.1人に対して便器の数が1個、ところが北方小学校は、2・3年生が利用する2階トイレは生徒13.3人に対して1個、余りにも差があります。児童数・利用率等に応じた適切な数とはとても思えない。実際に、この学校のトイレの設置については、建築業者任せになってしまっているのではないかというふうに思いますが、ぜひこの点、今後、小・中学校の大規模な改修や建てかえ等を行われる場合、ぜひとも教育委員会や学校の先生方が十分かかわって、あるいは先ほど私が述べましたが、大まかな基準があれば、ここに示すような、それこそ生徒利用数に対して3倍も差が出るようなトイレの設置個数にはならないはずであります。ぜひともそういう点も検討して、考えていただきたいと思います。いかがでしょうか、この点は。

○議長（戸部哲哉君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 確かに、今三浦議員が御指摘をされた部分については、北方小学校、そして南小学校には差があると思っております。大規模改修等でその辺も検討をしていきたいと考えておりますので、そのときに御意見等、学校関係者、先生等、そして教育委員会で考えていきたいと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） ありがとうございます。これで質問を終わりたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時27分

○議長（戸部哲哉君） それでは再開をいたします。

安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきまして、一般質問を始めさせていただきますと思います。

きょうは2問ということで、1問目が水道施設の老朽化、水道ビジョンについて、2問目が温室効果ガスの排出削減の取り組みについてであります。一問一答でお願いをしたいと思います。

それでは、1問目でございます。

本町の重要なインフラの一つ、水道事業は、昭和47年3月、水道事業認可、昭和50年4月、給水を開始して以来、町民の生活基盤、日常生活を支えるライフラインの役割を半世紀近くにわたって担ってきておるわけでございます。26年度末において給水件数は6,935件、普及率は94.2%、年間総配水量は283万5,301立方、水道管の総延長は105キロとなっております。

一方、全国で水道を利用している人は1億2,437万人で、総人口の97.7%に当たります。年間

給水量は、ピーク時、平成9年、1兆7,062億立方メートル、平成25年、1兆5,343億立方、国内水道管総延長は約65万4,000キロとなっております。

水道は、私たちにとって言うまでもなくなくてはならないもの、市民生活に欠かすことができない施設であります。今、全国の水道事業者では、耐震性の強化や老朽化に伴い漏水など、水道管の入れかえ、施設の更新などの大きな課題を抱えております。国は、平成16年6月に水道ビジョンを策定、今後の水道の将来像、実現するための施策、工程を示しましたが、人口減少社会、水道施設の老朽化、東日本大震災など、水道を取り巻く環境変化などで、平成26年、国は全国の自治体に対し、前年に策定した新水道ビジョンに基づき水道管の更新計画を立てるように求めました。

水道管の老朽化に伴い、破損事故などのトラブルは、全国の自治体で平成25年度、2万5,000件を数え、断水、家屋浸水、道路冠水、道路陥没、周囲にあったガス管を破損させ、市が負担した賠償は10億円以上に上ったとの報告も聞こえてまいります。待ったなしの対応が迫られていると言っても過言ではないと思うわけであります。

水道管の入れかえ更新など、整備の目安となる法定耐用年数は40年となっておるわけでありまして、国内水道管総延長の1割強、6万8,000キロメートルが耐用年数の40年を超えた老朽管であるとしております。そうした中、平成25年に更新入れかえされた水道管は5,200キロメートルで、対象老朽管の1%にも達していないありさまで、今後、今のペースの更新入れかえで終わると、40年経過した老朽水道管は、30年後には50%を超すのではないかと日本水道協会は指摘をしておるわけでございます。

そこで、水道クライシス、押し寄せる水道施設の老朽化について、本町のお考えをお聞きしていきたいと思っております。

平成20年、水道の有収率は81.2%、翌21年80.6%、22年が78.6%、23年60.1%、24年66.4%、25年68.4%、26年が62.0%、わずかこの6年間で20ポイント近く、激しく下がっているわけでございます。全国的に見てもまれではないかと思っておりますが、そのあたりのお考えと、ここ数年、3割から4割近い水道水が垂れ流しといたしますか、漏れ流しといたしますか、全く無駄な水となっておるわけであります。それらの無駄な水である費用、経費というのは、一体どのぐらいになるのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、水道管は、地方公営企業施行規則で法定耐用年数が40年と定められておりますが、本町におけるそれら対象水道管のうち耐震水道管の総延長は何メートルあるのか、お聞きをいたします。

最後に、布設40年超えの老朽管の更新入れかえなどの本町における水道ビジョンがあれば、お聞きをいたしたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 奥田副町長。

○副町長（町長職務代理者）（奥田克彦君） それでは、私のほうからは、水道ビジョンの関係、

数字は除きまして、水道ビジョンの関係についてお答えしたいと思います。

本町の水道事業は、昭和50年供用開始以来約40年を経過し、建設拡張時代、維持管理の時代を経て、現在は更新の時代を迎えようとしております。そのような中、平成27年度、今年度におきまして、北方町では国の新水道ビジョンに基づいて、更新計画のもととなる老朽管の劣化状況や強度の調査、漏水箇所の特特定など、現状調査を行いました。この結果、特に商店街通りなどの旧市街地において老朽管が劣化しており、漏水箇所が数多く点在している現状を把握いたしました。

新年度は、新町長のもと、現状調査の結果をもとに、水道事業の中・長期的な長寿命化計画を策定いたします。その後は、新町長の考えに基づき、策定されたこの長寿命化計画により漏水対策と耐震化に努め、北方町における水道事業の健全経営、安定供給を図ってまいりたいと考えております。

○議長（戸部哲哉君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 私のほうからは、老朽化についての数値の報告をさせていただきます。

まず漏水に係る費用、経費においてお答えいたします。

北方町の水道は、全て地下水であります。当然、そのため、地下水をくみ上げる経費として、電力の使用料金が全てとなります。その電力料金ですが、年間で約1,300万円かかっております。そのうち、この漏水に係る費用ですが、約320万円ほどでございます。

次に、法定耐用年数である40年を経過する対象管路の総延長につきましては、管路延長、先ほど105キロというお話がございましたけれども、今年度、一応約106キロになりました。これに対して約26.7キロメートル、これが対象となります。

あと最後ですが、震度6強の揺れに耐えられる、要は耐震水道管、これの普及率としましては、現在、平成27年度末という状況ですが、耐震化延長ですが、これが6.7キロメートルです。普及率に直しますと、約6%という状況でございます。

今後は、先ほど副町長のお話にもありましたように、新町長のもと、平成28年度に策定する長寿命化計画に基づいて、水道施設の漏水対策と耐震化を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 今、御答弁いただきましたけど、ちょっと二、三、再質問していきたくかと思っております。

垂れ流し、漏れ流し、表現が適当かどうかわかりませんが、無駄になっている水の経費、電気料金のみ320万、あとは全く無駄なものはないという御答弁だったと思いますが、電気料金だけと、そういう認識でよろしいですね。

40年を過ぎた老朽管、耐震管の普及率、水道ビジョンなどをあわせて今お聞きしたわけですが、40年を過ぎた老朽管が26.7キロということをおっしゃったわけですが、100キロほどの総延長からすると大体25%、4分の1は老朽管であるということだったと思います。

国が今、老朽管と言っておりますのが、日本全国の水道管で1割、10%が老朽管だというふう
に言っております。水道管のほうは。そういった中で、北方町で24.5%とか25%というのは、明
らかに突出した老朽化だと思いますね。これは今までにこういった水道事業も先送り、ずうっと
これをやってきたツケが今出てきておるのではないかなということを思っています。

そこで、老朽管と有収率というのは、もう本当に背中合わせの関係だと思っております。そのあ
たりから一つお聞きしたいと思っておりますが、職員1人当たりの有収水量、北方町は44万8,091立方
ということになっています。岐南町は何と何と267万9,690立方、北方町の5.98倍、大体6倍の職
員1人当たりの有収水量ということで、無駄な水がないんでしょうね。6倍ということになって
いるんです。それで岐南町が、これは北海道とか九州、寒冷地だとかいうことでなしに、この岐
阜県で、同一地域内で、財政規模も人口もほぼ同じような感じで、なぜこれだけの差が出ておる
のかなということを大変疑問に思っています。なぜこういった数字、データに出るのか、ちょっ
とお聞きしたいなと思っております。これは1点目ですね。

それから2点目になりますけど、これは朝日新聞、1月4日、正月明けに、「かなり老朽管漏
れ深刻、水の無駄2割超え事業体16%」ということで、1面に出ておりました、社会面と両方出
ておりました。その中に掲載されておったのが、平成25年のデータで、「有収率」という表現で
はなく「無効率」という表現が出ていました。これも有収率の残りの部分がほぼ無効率でという
カウントで間違いないんだと思っております。

その中に、無効率30%超えの水道事業体7つ出ていました。岐阜が3つ、静岡2つ、三重県2
つということで、計7つです。その中で、北方町がこの7つの事業体の中に入っておるんですね。
これは、平成25年ですので31.63%、有収率がちょこっとまだいいときであります。「小さくて
も、キラリと光るまち」ということで、北方町はいろんなことで発信しておるんですが、こうい
った恥ずかしいようなこの無効率が、本当に無駄な水になっておるのが7つの自治体の中に1つ
入っておるといことが出ております。

これは平成26年度、先ほども有収率を申しましたけど、これから無効率が出ますと、ひよっ
したら4割ぐらい、38%ということで、ひよっしたら東海4県、自治体相当あるんですが、そ
の中でワーストワンになっておるかもわかりませんね、これはちょっと推測ですけどね。そうい
ったような今現状でありまして、大変残念なことではないかなと思っております。

それから耐震化の水道管の普及率をお聞きしたんですが、6.16%ということですね。これも厚
労省水道課が発表しております耐震水道管、これは2014年の末で、全国平均で36%になっていま
す。全国平均ですよ。全国平均が36%、北方町は6%。すごいと思うんですよ、これね。それ
で、国は2022年までに50%以上に目標を定めてやっておるらしいんです。本町を50%にするのに、
100年近くかかってしまうのかなと、今のこの埋設状況を見ていると100年ぐらいかかってしまう
ということなんですよ。静岡県焼津市、これは東海地震が予想されるところでありまして、
いち早く、基幹道路ですが、もう96.3%、非常に高い水準というふうになっております。

まだ記憶に新しいんですが、ことしの1月末、ことしは非常に暖冬だということだったんです

が、1月の末には大寒波、特に沖縄でも雪がちらついたという話があったんですが、そのときに、九州、中国、四国など15県で、この寒波の影響で水道管の破裂、破損、漏水など、断水が30万戸以上出ました。全面復旧にかなりの日数がかかったわけでございまして、福岡県の大牟田市では、全戸5万5,000世帯が断水して水が使えないと、そういう状態が続いたわけです。今、厚労省の水道課では、震度6以上の地震の際は、古い管が多いところはかなり断水するのではないかとというような検証をしております。この本町の今の現状、有収率の低下、漏水、老朽管、耐震水道管の破裂・損傷、全町内が長期的に断水するというおそれが大変あるのではないかとこのように思っております。

ライフライン、ある意味では食料と並び、水というのは大変大切なものだというふうに思っております。地震で人的被害が全くゼロ、建物被害も全くゼロ、それでも家へ入れば水が使えない、トイレが使えない、ましてや食事をとることもできないというようなことが多々出てくるのではないかと思います。これは1回、せつかく防災課もできていますので、防災の観点からも十分考えていただきたいなというふうに思っております。

人口が減り、財政的な制約がふえる中、なかなか難しい問題ではありますが、今度は先送りするのではなく、しっかり水道ビジョンを立てていただいて、何年以内にこういった老朽管をなくすというようなことを示していただいて、水道事業の将来像を明確に出していただきたいなというふうに思っています。

今までこの議会で、数回でありましたが、この水道についてもお話しさせていただきましたけど、その都度その都度、必ず言われておったのが、費用対効果の話をされておりました。担当のほうからですね。水道のそういった修理と、それから先ほどの水が漏れているのが200万でしたか、そういった費用対効果を考えたら、修繕しておるよりも漏れておったほうがいいよねというような発言に近いところまでされておったのは聞いております。そういったことのないようお願いしたいということで、先ほどの岐南町の件とあわせて、再度、この水道ビジョン、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 現在の状況から見まして、まず1点目から、岐南町の件ですが、職員1人当たりの有収水量といいますか、これが非常に岐南町は高いというお話がありました。

実は、北方町とどの部分で違うのかというのを考えますと、まず非常に普及率、要は水道全体の人口当たりの普及率が非常に岐南町は高いです。今、たしか99.7%ぐらい、今現在あると思います。現在、北方町では94.ちょっとですので、その辺の普及率の関係と、主に職員1人当たりで、今のお話にもあったように、漏水の関係ですね。この辺がまだちょっと大きいかなというふうに考えております。

その次ですが、1月4日、朝日新聞のほうで最初読ませていただいて、県下でも一応3番目に悪い数字ということで伺いまして、そのときも実は1月4日、町長とちょっとその話をしたんです。当然ですけれども、来年度、28年度においては、こういう長寿命化計画をやりつつ、その中

に改修計画と申しますか、更新計画を立て、早い段階においてこの数字を改善していきたいというようなことを一応考えております。28年度におきまして、この長寿命化計画は、新町長のお考えの中でいろいろと検討していく中で、中・長期的な計画及び資金計画を、それも一応立てていきたいなというふうには考えております。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） ということは、これから10年、15年ぐらいには、こういったことは解消できるような方向で行かれる予定ですか。これから町長さんとお話をされるとは思いますが、そういうような感覚でよろしいですか。

○議長（戸部哲哉君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 目標としまして、できれば10年で何とかしていきたいなということと考えております。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） ありがとうございました。

これは防災の観点から、本当に水がとまってしまうということになると大変なことになりますので、漏れている経費が200万、300万、わずかかもわかりませんが、やっぱり断水ということのを避けていただくためにも、ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、2問目の質問に行きます。温室ガス効果の排出削減の取り組みについてであります。

昨年末、フランス・パリで開催をされた国連気候変動会議（C O P 21）は、2週間の粘り強い交渉、難産の末、京都議定書にかわる地球温暖化対策に関する枠組み「パリ協定」を採択しました。世界196の国・地域全てが温室効果のガスの排出を削減し、気温上昇を2度未満に抑える取り組みとなりました。

各国の削減目標は、米国の26から28%を初め、ロシア、インド、中国など大量排出国が高い削減目標を掲げ、今世界は、脱化石燃料、脱炭素社会に大きくかじを切る決意をしました。今回の合意は、気候変動の被害に苦しむ人々や、生物・自然を守っていくための貴重な一歩であり、地球にこれ以上負担をかけない御褒美であるのではないかと思います。気候変動に関する政府間パネル（I P C C）は、20世紀以降、平均海面が20センチ上昇、このままのペースが進むと最大82センチ上昇、日本では砂浜が消え、東京、名古屋、大阪など主要都市の半分が水没のおそれと警告をしており、南海の小さな国ツバルは世界で最初に沈む国で、もうそこまで海水が足元に迫っている状況であります。

日本は、2030年までに26%削減目標としておりましたが、この目標達成には、社会産業の構造と積極的に脱炭素社会へ導く強い決意が、国・自治体・企業・家庭に課せられておるわけであり、国は省エネへこれまで以上に取り組むこととし、家庭やオフィスでは4割近いC O₂の削減としております。省エネ対策として、新築住宅の省エネ基準の適合義務化を想定、高効率給湯器エコキュートや家庭用燃料電池エネファームへの切りかえ導入、照明のL E D切りかえ、オフィスの空調・給湯コ・ジェネレーションシステムの切りかえなど、導入などの普及に全力で取り

組むとしております。

さて、本町は福島原第一発事故の影響において、エネルギーの供給計画の抜本的見直しの中、平成23年、他の市町に先駆けて太陽光発電設置の補助金制度導入、これは二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの導入を積極的にリードしていこうというあらわれで、高く評価されるものであります。

そこで、幾つかお尋ねをしてみたいと思います。

いよいよ新庁舎が竣工するわけではありますが、太陽熱を太陽換気に利用した自然エネルギーを最大限に生かしたコンセプトの建物ということではありますが、エネルギーコストなど、並びにCO₂削減において、現庁舎と比較して、削減率の目標をお聞きしたいと思います。

次に、北方町総合戦略「住みたくなるまちづくりのために住環境の快適性の向上」、取り組む事業として、住宅用省エネ設備設置費補助、エネファームなど太陽光発電補助とあわせて定住促進につなげたいと記されております。ぜひその方向で進めていただきたいと思いますが、お考えをお聞きします。

3点目、チャレンジ・マイライフ・ストップ地球温暖化の身近な取り組みとして、2008年7月1日、レジ袋からマイバッグでエコ運動を、町挙げての推進に力を入れてきました。当時の広報を見ますと、レジ袋削減（有料化）によって年間150トンを超すCO₂の削減が実行できたとしております。現在、この運動は普通の行動として私たち根づき、定着をしておりますが、さらなる削減に向けて、身近な取り組みのお考えをお聞きします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 私からは、新庁舎におけるエネルギーコスト及びCO₂排出量削減についてお答えをします。

新庁舎の延べ床面積は4,655平米であり、現庁舎3,974平米に比べ、およそ20%ほど広く、大きな建物となります。単純に考えますと、延べ床面積の拡大やエレベーターの新設によって、エネルギーコストやCO₂排出量の増加をすることが予想されます。しかしながら、議員も御指摘のように、新庁舎設計に当たっては、自然採光や自然換気など、自然エネルギーを最大限かつ有効に活用するものとしたことに加え、照明器具等につきましてもLEDとすることにより、エネルギーに係るコストについては、現庁舎に比べて7%ほど軽減できるのではないかと考えております。また、エネルギー使用量が抑制されればCO₂の排出量の削減にもつながり、新庁舎においては5%ほど削減できるのではないかと考えております。

なお、現在、庁舎の電力は安価な新電力事業者より調達をしておりますが、新庁舎移転の初年度は、電力消費料の実績が見込めない、使用料が見込めないとの理由から、新電力事業者との契約ができず、中部電力との契約を余儀なくされることや、原油価格の動向により燃料調整費がその都度増減するとともに、実際の光熱水費は予想することが大変難しい部分がございます。

新庁舎では、ブロック別の空調システムにより削減効果が見込まれるほか、執務する職員一人

一人が引き続き節電に心がけ、エネルギーコストの一層の削減に努めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） 次に私から、2点目、住宅用省エネ設備補助について、3点目、地球温暖化防止の取り組みについてお答えいたします。

初めに、住宅用省エネ設備補助につきましては、昨年に策定しました北方町総合戦略において、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池システム等の設置費用の補助制度を検討するとして位置づけております。補助制度を導入されている他市町での当該補助事業への現状の聞き取り等を行い、効果や有効性・有益性を十分に精査した上で検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

次に、地球温暖化防止の身近な取り組みについてお答えいたします。

家庭部門における地球温暖化対策推進のための、いわゆる「CHANGE（チェンジ）マイライフ」への取り組みにつきましては、平成20年度より北方地域レジ袋有料化協議会の呼びかけにより、町内のスーパーマーケットやドラッグストアで、レジ袋使用削減の取り組みとしてレジ袋の有料化が始まりました。この取り組みにより、年間100トン前後のCO₂が削減でき、消費者である町民の側にもマイバッグ持参のエコ意識が定着しております。

また、資源分別収集や生ごみの堆肥化促進を初め、平成26年度からは可燃ごみの指定袋制による有料化を導入し、可燃ごみを年間約450トン減量化することができ、この取り組みも住民に定着しつつあります。これにより、CO₂削減量は年間360トンほどになると思われまます。

今後も、コストのかからない資源分別収集や、事業者や町民との連携によるごみ排出抑制の取り組みについて、近隣市町や県の優良事例を参考に検討するとともに、マイバッグ持参やクールビズ・ウォームビズなどの取り組みによる町民・事業所へのCO₂削減に対する意識啓発を行っていきたくと考えております。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） まず、庁舎のエネルギーのランニングコストのカットですね。

以前、設計事務所のほう、こういったものをお配りいただきまして、運営時のコスト削減提案というのが出ていますね。自然エネルギー利用、付加削減、高効率化という3つの柱の中で、自然採光を利用したりとか外断熱化、ダブルルーフ、全熱交換器ということで、いろんな目標数値が出されておるわけでありまますが、この場合、この旧庁舎、まだ今は本庁舎ですけど、この庁舎の実績というものが今あるわけですし、今度の新庁舎については全くこれからのことでありまますので、建物の容量、それから今言った吹き抜けの部分もいろいろあるというようなことで、コスト削減がどのぐらいできるかということはなかなか難しいと思いまますので、新庁舎が稼働してから、新たな実績が出てから、ランニングコストのカットについては、また改めて御質問をしていきたくと思いまます。

ただもう1点、CO₂の削減の話ですが、今かなり削減できるという、かなりじゃないか、C

CO₂は5%かな、そういうような御発言がありました、これの裏づけというのはどういったところから出されたのか、ちょっとお聞きします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） CO₂につきましては、電気につきましては、中部電力が公表していますキロワット当たりのCO₂の排出量、ガスにつきましては……。

○8番（安藤浩孝君） 数字を教えてください、中電。

○総務課長（奥村英人君） 中部電力につきましては、電気につきましては0.494キログラム-CO₂/キロワットh、都市ガスにつきましては2.23キログラム-CO₂/立米、水道につきましては0.36キログラム-CO₂/立米ということです。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 数字の係数が全くこれどこから出してみえたかわかりませんが、0.494、0.5切っていますよね。今、御存じのように、中部電力は原発がとまっていますよね。今どんな状況だというと、石炭とかA重油が主流ですね、そういったものをどんどん今炊いてやっているんですよ。ですから、この0.494という数字はちょっと信じられん数字ですね。ちなみにちょっと言っておきますけど、CO₂の排出係数は、火力が0.69、石油が0.66、石炭が0.8、LLGが0.4という数字なんです。ですから、こういった数字を使ってCO₂が削減5%できるというのは、ちょっと僕は信じられん。こんな数字を使うこと自体が、中電のどこから出されたのでしょうか。ホームページから出ましたか、これ。私もホームページも見ていますけど、かちっとした数字でやっていただかないと、やっぱりだめですよ。

今、ホームページで、CO₂の消費量の計算、簡単にできるんですよ。東邦ガスのホームページもそうですし、中電もそうなんです。これは本当に普通の掛け算ができる人なら誰でもできる。何も難しいものじゃないんですよ。ですから、私も正直言って試算をしましたが、ガスと電気、GHPとEHPの比較、全く同等のものを一緒のような時間で一緒に稼働したら、はるかにこれはガスのほうが少ないんですよ。それで、今、この本庁舎、公民館の一部電気、個別でやっている電気を除くと、ほとんどガスですよ。ですから、これ自体がほとんどなくなって、今度新しいところは1階、2階が電気で、3階の会議室だけがガスということですから、明らかにCO₂の削減にこれはならないです。どう考えても、これは。ですから、これ設計士さんのほうが、どこからかわかりませんが、ちょっと私は試算したやつを見たら、ちょっと違うんじゃないかというふうに思っています。

話が食い違っておって、これ以上進めませんが、次に2点目の省エネのエネファームですね。これは、先ほど羽島市が県内でやっておられるということなんです、そのほか岐阜県内でやっておられるような自治体、補助制度をやっておられるような自治体というのはつかんでおみえになりますか。これは2つ目でお聞きします。

それから3点目、マイバッグの話をしました、この運動は、本当に皆さんの身近な運動に今なってきたおるんですが、その後、北方町のいろんな商業施設ができました。高屋にもできまし

たし、栄町にもいろんなものができました。こういったところと今までは協定書なんかを結んでやっておみえになったんですが、新しいお店とこういった協定を結ばれておるのか。それからまた今度、役場庁舎前の南側にも大きなドラッグストアができますが、そういったところも含めて、従来やっておられたような協定をやっておられるのかどうか、重ねてお聞きをいたします。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） エネファームについて、県内の補助制度がある市町村というお尋ねですけども、ごめんなさい、羽島というのはどこから出てきたのかちょっとわからないんですけど、県内では4市町……。

○8番（安藤浩孝君） 羽島はさっき言わなかった、ごめん。

○都市環境課長（山田 潤君） 4市町が実施をされております。岐阜市、大垣市、多治見市、御嵩町ということでございます。

それから、新しい店舗等と協定なり結んでいるのかというお尋ねですけども、まず最初に提携をさせてもらったお店からは、なかなかお店の運営状況もあるようでして、現在はそこよりも辞退の申し出もありまして、店舗数自体は減っているところなんです。新たにこちらに届け出なりしたいという店も現在のところないという状況ですけども、レジ袋の有料化自体については、各事業者も自然に取り組みされている定着した事業でございますので、だからといってCO₂削減量がふえているんじゃないか、削減が減っているんじゃないかということには、直接的にはつながらないのかなというふうには考えております。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 今、CO₂削減についていろいろさせていただきましたが、これは以前、広報「きたがた」で、こういったような、全面を使った皆さんに啓蒙活動というようなことで、こういったようなこともしてみえましたので、また再度、新しいお店もできましたし、また心をもう一回、みんなでCO₂削減に頑張ろうよというようなことも含めて、広報「きたがた」を使って、こういった啓蒙活動をまたやっていただきたいなということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） これで一般質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、あす4日から8日までの5日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、あす4日から8日までの5日間を休会とすることに決定しました。

第3日は、9日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午後 2 時09分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年3月3日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員